

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成21年8月5日
【事業年度】	第72期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	井村屋製菓株式会社
【英訳名】	IMURAYA CONFECTIONERY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 浅田 剛夫
【本店の所在の場所】	三重県津市高茶屋七丁目1番1号
【電話番号】	059(234)2131
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 寺家正昭
【最寄りの連絡場所】	三重県津市高茶屋七丁目1番1号
【電話番号】	059(234)2147
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 寺家正昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月23日に提出いたしました第72期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（訂正前）

（1）～（10）<省略>

（11）取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意でありかつ重大な過失がなかったときは、法令の限度において取締役会の決議によって、その責任を免除することができる旨定款に定めております。

（訂正後）

（1）～（10）<省略>

（11）取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意でありかつ重大な過失がなかったときは、法令の限度において取締役会の決議によって、その責任を免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。